

育児休業法の対象となる子の要件の見直し(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「特別養子縁組制度により監護中の子の養育は、実態として法律上の子を養育することと何ら変わらないとみられる以上、法律上の子と同じに取扱うべきである。」等の意見をいただきました。これを踏まえて、平成 27 年 3 月 10 日に厚生労働省にあっせんし、同年 6 月 10 日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

特別養子縁組で子を引き取る場合、同縁組を成立させるための監護中の子については、戸籍に記載されている子（いわゆる「法律上の子」）ではないため、育児休業を取得できない。共働きの場合、事業主が育児休業の取得を認めなければ、夫婦のどちらかが養育のために仕事を辞めるか、特別養子縁組を辞めるかの選択を迫られることになる。働く女性の子育てを社会全体で支援することが求められている昨今、このような取扱いはおかしいので、制度を改正してほしい。

（注） 本件は、行政相談委員（愛知県）が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、以下の対応を行う必要がある。

- ① 特別養子にするために監護している子については、法律上の子に準じた取扱いとすることについて、適切な場において検討すること
- ② 見直しが行われるまでの間、関係部署を通じて、特別養子にする子を監護している労働者に育児休業を認めるか否かは事業主の判断により可能であることを周知すること

（回答要旨）

厚生労働省では、次のとおり、対応している。

- ① 「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（注 1）において、特別養子にするために監護している子も含め、育児休業の対象となる子の範囲の見直しを検討中（注 2）
- ② 上記検討も踏まえ、監護している子についても、企業が独自に法を上回る休業制度を設けることが可能である旨を周知することを検討中

- （注） 1 雇用均等・児童家庭局長主催の有識者会議
2 平成 27 年 7 月 10 日に議論された報告書素案では、育児休業の対象に特別養子縁組の監護期間について、法律上の親子関係に準じる関係であると言えるため、育児休業制度の対象となる子の範囲に含めることを検討すべきとされているところ。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、尾崎

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>